

平成 24 年度の県内の水質・大気等の測定結果について

平成 25 年 7 月 19 日 (金)
生活環境部 環境対策課

公共用水域及び地下水の水質については、水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき、知事が常時監視することとされており、毎年、水質測定計画を作成し、測定を実施しています。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき、知事が常時監視することとされており、毎年、測定計画を作成し、大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類の測定を実施しています。

また、大気環境については、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき、知事が県内の大気汚染の状況を常時監視することとされており、連続測定を実施しています。

今般、平成 24 年度の測定結果をとりまとめましたので、お知らせいたします。
なお、本日、環境審議会に報告しています。

【公共用水域】 (1～8 ページ参照)

- ・ 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目:カドミウム等 27 項目)は、河川 101、湖沼 19 及び海域 7 の計 127 地点で測定し、すべての項目で環境基準を達成した。
- ・ 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目:COD 等 10 項目)のうち、代表的な水質指標である BOD 又は COD の環境基準達成率は 73.0%で、前年度の 73.9%とほぼ横ばい。

【地下水】 (9～16 ページ参照)

- ・ カドミウム等 28 項目について 87 地区(87 井戸)で概況調査を実施し、80 地区(80 井戸)で環境基準を達成した(達成率 92.0%)。
- ・ 環境基準を超過した 7 地区は、ヒ素 2 地区、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 5 地区であり、汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、いずれも現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
- ・ なお、ヒ素については、利根川下流域や海成堆積層が見られる地域の土壌中には自然由来のヒ素が含まれることが知られており、自然由来の可能性も考えられ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、過剰施肥等に由来すると考えられる。
- ・ 環境基準以下ではあるが、ヒ素が 1 地区、トリクロロエチレンが 1 地区、テトラクロロエチレンが 2 地区で検出された。これらについてさらに周辺調査を実施したところ、環境基準を超過した井戸はなかった。
- ・ 住民による井戸水の自主検査等により、16 地区で地下水の環境基準超過(六価クロム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ヒ素、硝酸性窒素及び

亜硝酸性窒素)が確認された。

- ・ 基準超過井戸の設置者及び周辺住民に対しては、生活衛生課（保健所）と連携して飲用指導を実施した。
- ・ 今後、基準を超過した地区については、少なくとも年1回の頻度で継続監視調査を実施する。

【ダイオキシン類】（17 ページ参照）

- ・ 山田川（行方市）及び一の瀬川（かすみがうら市）の2河川の水質において、かつて流域で使用された農薬に由来するとみられるダイオキシン類が環境基準を超過して検出された。

【大気環境】（18～28 ページ参照）

- ・ 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は、環境基準を達成した。
- ・ 光化学オキシダントは、県内29測定局すべてで環境基準未達成であった。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）は、有効測定局5測定局中4局で環境基準を達成した（達成率80%）。

I 公共用水域の水質

1 調査方法の概要

(1) 測定地点 環境基準の類型を指定している 115 水域, 127 環境基準点

表1 公共用水域の区分ごとの水域数及び地点数

区 分	水域数	地点数	河川・湖沼数
河 川	88 水域	93 地点	78 河川
湖 沼	5 水域	12 地点	5 湖沼
海 域	22 水域	22 地点	—
計	115 水域*	127 地点*	—

※ 上記のほか、今後の類型指定のために水質状況を把握する目的等で未指定の 9 水域 (9 地点) 及び、環境基準点を補完するために比較的長い河川等に設置された補助地点 57 地点においても測定を実施。

(2) 測定機関：茨城県, 国土交通省

水質汚濁防止法政令市 (水戸市, つくば市)

水質汚濁防止法権限移譲市 (笠間市, ひたちなか市, 筑西市)

表2 水質測定機関ごとの測定地点数

測定機関	県	国	市町村	計
測定地点数	90 地点	26 地点	11 地点	127 地点

(3) 測定項目 82 項目 (健康項目 27 項目, 生活環境項目 10 項目等)

表3 公共用水域の水質測定項目

区分 (項目数)	水 質 測 定 項 目
健康項目 (27)	
重金属等 (12)	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, セレン, ふっ素, ほう素, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
有機塩素系化合物等 (11)	ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン
農薬等 (4)	1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ
生活環境項目 (10)	水素イオン濃度 (pH), 溶存酸素量 (DO), 生物化学的酸素要求量 (BOD), 化学的酸素要求量 (COD), 浮遊物質 (SS), 大腸菌群数, n-ヘキサン抽出物質, 全窒素, 全りん, 全亜鉛
特殊項目 (5) (排水基準設定項目)	フェノール類, 銅等
要監視項目 (28)	クロロホルム, 全マンガン等
要測定指標 (3)	透明度等
その他の項目 (9) (富栄養化関連等項目)	アンモニア性窒素, 硝酸性窒素等

2 測定結果

(1) 環境基準の達成状況

環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがあり、健康項目は、全ての河川・湖沼等に適用されるが、生活環境項目は類型指定されている水域にのみ適用される。

① 健康項目（カドミウム等 27 項目）

河川 101 地点、湖沼 19 地点及び海域 7 地点の計 127 地点で測定した結果、すべての項目について環境基準を達成した。

表 4 健康項目の環境基準達成状況

区分	測定地点数(A)	基準達成地点数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
河川	101(101)	101 (101)	100.0(100.0)
湖沼	19(19)	19 (19)	100.0(100.0)
海域	7(7)	7 (7)	100.0(100.0)
計	127(127)	127 (127)	100.0(100.0)

※（ ）内は平成 23 年度

② 生活環境項目（BOD, COD等 10 項目）

環境基準類型指定水域（115 水域）におけるBOD（河川）、COD（湖沼及び海域）については、84 水域で環境基準を達成し、達成率は 73.0%と、23 年度より 0.9 ポイント低くなった。

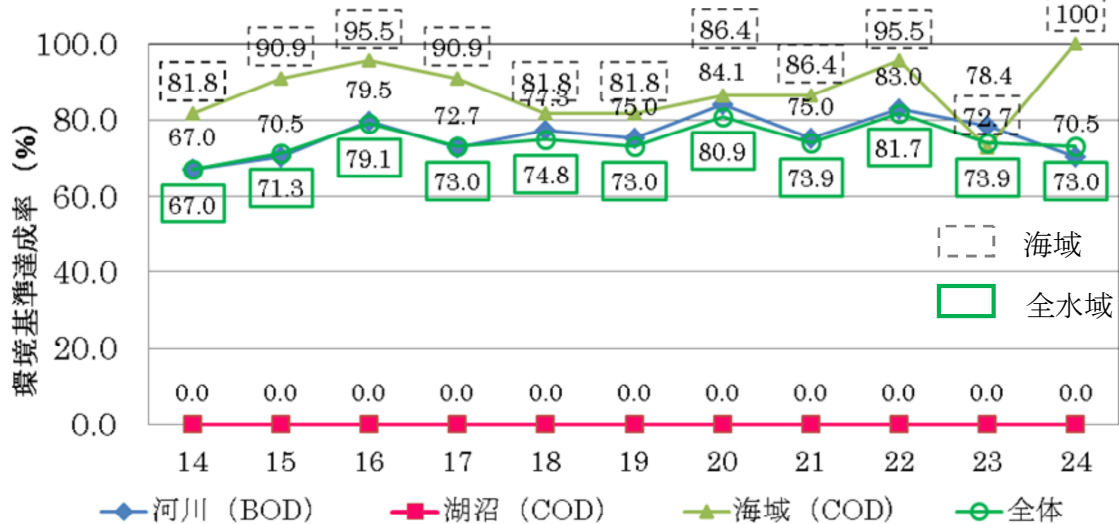
- ・ 河川では 88 水域中 62 水域で達成し（達成率 70.5%）、23 年度より 7.9 ポイント低下。
- ・ 湖沼では 5 水域全てで未達成。
- ・ 海域では 22 水域中 22 水域で達成した（達成率 100%）。

表 5 生活環境項目（BOD又はCOD）の環境基準達成状況

区分	類型指定水域数(A)	基準達成水域数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
河川	88	62 (69)	70.5(78.4)
湖沼	5	0 (0)	0 (0)
海域	22	22 (16)	100.0(72.7)
計	115	84 (85)	73.0(73.9)

※（ ）内は平成 23 年度

環境基準達成率



(2) 水質の状況

① 河川

- 環境基準達成率

水系及び水域別の環境基準達成率は、多賀水系、那珂川水系、鬼怒川水域をはじめとする利根川水系で23年度を下回る傾向にあった。

表6 河川の水系別環境基準達成状況

区分	類型指定 水域数 (A)	基準達成水域数 (B)	基準達成率(%) (B)/(A)
多賀水系	14	12(14)	85.7(100.0)
新川水系	1	1(1)	100.0(100.0)
久慈川水系	9	9(9)	100.0(100.0)
那珂川水系	15	11(14)	73.3(93.3)
利根川水系	49	29(31)	59.2(63.3)
利根川水域	12	10(10)	83.3(83.3)
鬼怒川水域	3	2(3)	66.7(100.0)
小貝川水域	10	8(9)	80.0(90.0)
西浦水域	14	5(5)	35.7(35.7)
北浦水域	8	3(4)	37.5(50.0)
常陸利根川水域	2	1(0)	50.0(0.0)
計	88	62(69)	70.5(78.4)

※ () 内は平成23年度

- BODの年間平均値

BODの年間平均値は、24年度の全水系の平均で2.1mg/Lであり、23年度より上昇したものの、長期的には横ばいの傾向にある。

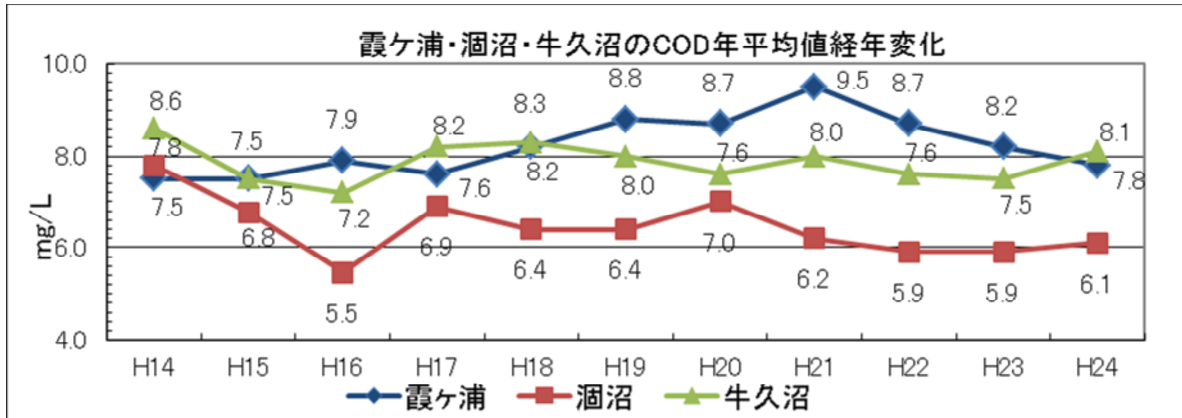
表7 河川の水系別水質の推移 (BOD年間平均値)

単位：mg/L

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
多賀水系	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.8	1.2	0.9	1.1	1.2
新川水系	1.7	1.6	1.2	1.2	1.9	1.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.6
久慈川水系	1.4	1.2	1.2	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	0.9	1.0	1.3
那珂川水系	2.2	1.9	1.8	2.0	1.8	1.8	1.9	1.6	1.6	1.5	2.0
利根川水系	2.8	2.6	2.2	2.3	2.2	2.5	2.0	2.2	1.9	2.3	2.4
利根川水域	3.4	3.3	2.8	3.1	2.7	3.1	2.1	2.6	2.4	2.6	2.8
鬼怒川水域	1.5	1.7	1.8	1.4	1.3	1.6	1.5	1.2	1.0	1.4	1.6
小貝川水域	2.4	2.3	1.8	2.2	2.1	2.5	2.2	2.1	1.7	1.9	2.1
西浦水域	2.7	2.6	2.3	2.2	2.1	2.5	2.1	2.2	1.7	2.3	2.6
北浦水域	3.0	2.0	1.8	1.9	1.9	1.8	1.6	2.0	1.7	2.3	2.3
常陸利根川水域	2.9	2.8	2.2	2.6	2.8	2.7	2.5	2.8	2.5	3.2	2.8
全水系の平均	2.3	2.1	1.8	1.9	1.8	2.0	1.7	1.8	1.6	1.8	2.1

② 湖沼

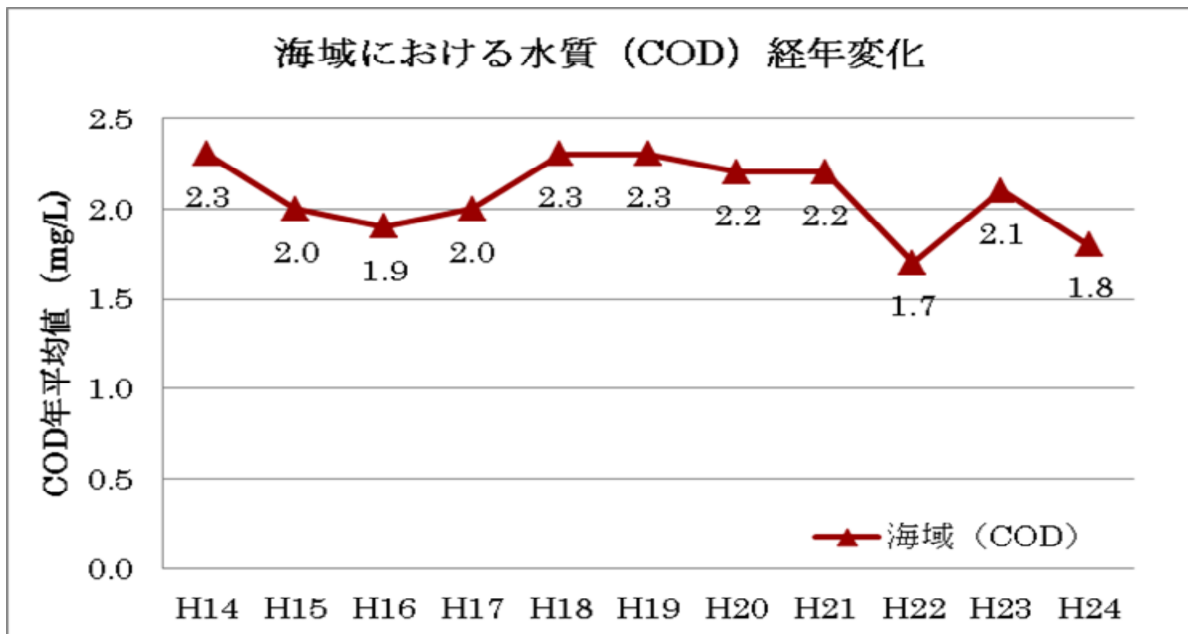
CODの年平均値は、霞ヶ浦 7.8mg/L、澗沼 6.1mg/L、牛久沼 8.1mg/L であり、平成 23 年度と比較すると、霞ヶ浦については低下、牛久沼については上昇し、澗沼については同等であった。



※霞ヶ浦に関しては、西浦・北浦・常陸利根川の3水域の平均値を表示

③ 海域

COD年平均値は、全水域の平均で 1.8mg/L であり、23 年度と比較すると低下した。



3 公共用水域の水質保全対策

霞ヶ浦，澗沼及び牛久沼の各湖沼及びその流域については，各々水質保全計画を策定し，下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策，工場・事業場に対する排水基準遵守の指導強化等に取り組むなど，総合的な水質浄化対策を推進している。

霞ヶ浦：第6期霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画

計画期間 平成23年度～27年度

目標水質 COD7.4mg/L，全窒素1.0mg/L 全リン0.084mg/L

澗沼：第3期澗沼水質保全計画

計画期間 平成22年度～26年度

目標水質 COD5.5mg/L，全窒素1.4mg/L 全リン0.060mg/L

牛久沼：第3期牛久沼水質保全計画

計画期間 平成24年度～28年度

目標水質 COD7.2mg/L，全窒素1.3mg/L 全リン0.059mg/L

なお，河川についても同様に下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策，工場・事業場に対する排水基準遵守の指導強化等に取り組むなどの水質浄化対策を推進している。

II 地下水の水質

1 地下水調査方法の概要

(1) 概況調査

① 測定地点

県内を 348 メッシュ(市街地 2km, 市街地以外 5km)に区切り, 4 年で一巡するように選定。

平成 24 年度は, 39 市町村 87 地区(87 井戸)

② 測定項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目 28 項目。

表 8 地下水の水質測定項目

区分(項目数)	水 質 測 定 項 目
健康項目(28)	
重金属等 (12)	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, アルキル水銀, セレン, PCB, ふっ素, ほう素, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
有機塩素系 化合物等 (12)	ジクロロメタン, 四塩化炭素, 塩化ビニルモノマー, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン
農薬等(4)	1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ

③ 測定機関：茨城県

国土交通省（土浦市, 龍ヶ崎市, 境町の各 1 地点で定点測定）

水質汚濁防止法政令市（水戸市, つくば市）

水質汚濁防止法権限移譲市（笠間市, ひたちなか市, 筑西市）

(2) 汚染井戸周辺地区調査（以下「周辺調査」という。）

概況調査により, ①硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素については, 環境基準を超過した場合, ②それ以外の物質については検出された場合に, 基準超過又は検出された井戸の概ね半径 500m以内について調査を実施し, 汚染範囲を把握する。

(3) 継続監視調査

過去の概況調査及び周辺調査において, 環境基準超過が確認された地区の代表井戸を継続的に監視する。

平成 24 年度現在, 250 井戸で監視継続中。

2 調査結果

(1) 概況調査結果

ヒ素が，2地区2井戸で基準超過。1地区1井戸で検出。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が，5地区5井戸で基準超過。

トリクロロエチレンが，1地区1井戸で検出。

テトラクロロエチレンが，2地区2井戸で検出。

表9 概況調査地点の環境基準達成状況

測定地点数(A)	基準達成地点数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
87(85)	80(77)	92.0(90.6)

※ () 内は平成23年度

(2) 周辺調査結果

概況調査により，ヒ素が基準を超過した2地区2井戸，また，検出された1地区1井戸，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準を超過した5地区5井戸，トリクロロエチレンが検出された1地区1井戸，テトラクロロエチレンが検出された2地区2井戸において周辺調査を実施した。

表10 地下水の環境基準の超過又は検出の状況 (H25.7.3現在)

項目	調査井戸数	検出井戸数		検出範囲(mg/L)	環境基準値(mg/L)
			うち基準超過井戸数(地区数)		
ヒ素	130	23	13(2)		0.01
概況調査	85	3	2(2)	0.006~0.074	
周辺調査	45	20	11(2)	0.007~0.14	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	142	123	24(5)		10
概況調査	87	73	5(5)	0.02~21	
周辺調査	55	50	19(4)	0.38~39	
トリクロロエチレン	100	3	0(0)		0.03
概況調査	85	1	0(0)	0.005	
周辺調査	15	2	0(0)	0.002~0.004	
テトラクロロエチレン	112	8	0(0)		0.01
概況調査	85	2	0(0)	0.0009~0.0098	
周辺調査	27	6	0(0)	0.0008~0.0087	
計	214	156	37(7)		
概況調査	87	79	7(7)		
周辺調査	127	77	30(6)		

① ヒ素

- ・ 概況調査 2地区(鹿嶋市長栖, 神栖市波崎) 2井戸で環境基準超過
1地区(土浦市高岡) 1井戸で検出
- ・ 周辺調査 2地区(鹿嶋市長栖, 神栖市波崎) 11井戸で環境基準超過
※有機ヒ素(DPAA)は不検出
土浦市高岡については基準超過なし

- ・ 原因 汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
なお、利根川下流域や海成堆積層が見られる地域の土壌中には、自然由来のヒ素が含まれることが知られているため、自然由来の可能性も考えられる。
- ・ 対策 汚染井戸の周辺地域において、保健所と連携して上水道転換等の飲用指導を行った。

② 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- ・ 概況調査 5地区（水戸市栗崎，龍ヶ崎市馴馬，常総市馬場，八千代町新地，境町上小橋）5井戸で環境基準超過
- ・ 周辺調査 4地区（龍ヶ崎市馴馬，常総市馬場，八千代町新地，境町上小橋）19井戸で環境基準超過
- ・ 原因 汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
なお、汚染井戸周辺は、畑地や住宅地であることから、施肥や生活排水の地下浸透に由来すると考えられる。
- ・ 対策 井戸の設置者に対し、保健所と連携して上水道転換等の飲用指導を行った。

③ トリクロロエチレン（環境基準超過なし）

- ・ 概況調査 1地区（土浦市高岡）1井戸で検出
- ・ 周辺調査 基準超過なし
- ・ 原因 汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
- ・ 対策 井戸の設置者に対し、飲用に当たっての注意喚起を行った。

④ テトラクロロエチレン（環境基準超過なし）

- ・ 概況調査 2地区（ひたちなか市東石川，常陸大宮市盛金）2井戸で検出
- ・ 周辺調査 基準超過なし
- ・ 原因 汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
- ・ 対策 井戸の設置者に対し、飲用に当たっての注意喚起を行った。

3 住民等からの通報により覚知した地下水汚染事案について

(1) 対応

住民による井戸水の自主検査等により覚知した地下水汚染事案については、茨城県地下水汚染対策事務処理要領に基づき、以下のとおり対応している。

- ① 周知及び飲用指導
汚染等井戸から半径 500m 程度の範囲に対して、地下水汚染等の状況に関し周知し、飲用指導を実施した。
- ② 汚染井戸周辺地区調査
地下水汚染の生じている地区を把握するため、汚染等井戸から半径 500m 程度の範囲において、汚染井戸周辺地区調査を実施する。なお、その結果、新たな汚染等井戸を確認した場合は、さらに範囲を拡大して調査を実施した。
- ③ 周辺工場等調査
汚染物質を使用等する工場・事業場または不法投棄などの、汚染の原因となり得る事象について調査した。
- ④ 継続監視調査
地下水汚染地区については、今後、汚染地区を代表する地点において、少なくとも年 1 回、汚染状況の推移を監視するため継続監視調査を実施する。

(2) 事案概要

平成 24 年度に覚知した地下水汚染事案件数は 16 件（表 11 参照）
（*1 件の事案で、複数の汚染物質がある場合もある。）

- ① トリクロロエチレン
3 地区（土浦市常名，土浦市神立，牛久市神谷）28 井戸で環境基準超過
（原因）
汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
- ② テトラクロロエチレン
3 地区（土浦市常名，土浦市神立，牛久市神谷）14 井戸で環境基準超過
（原因）
汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
- ③ ヒ素
5 地区（牛久市岡見町，銚田市上幡木，牛久市正直町，牛久市牛久町，牛久市刈谷町）10 井戸で基準超過 ※有機ヒ素（DPAA）は不検出
（原因）
汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
なお、利根川下流域や海成堆積層が見られる地域の土壌中には、自然由来のヒ素が含まれることが知られているため、自然由来の可能性も考えられる。
- ④ 六価クロム
1 地区（牛久市南及び牛久町）4 井戸で基準超過

(原因)

汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。

⑤ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

8 地区（牛久市岡見町，牛久市女化町，牛久市中央，牛久市田宮町（2 地区），牛久市小坂，牛久市神谷，石岡市三村）21 井戸で基準超過

(原因)

汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。

なお、汚染井戸周辺は、畑地や住宅地であることから、施肥や生活排水の地下浸透に由来すると考えられる。

表 11 住民等からの通報により覚知した地下水汚染事案

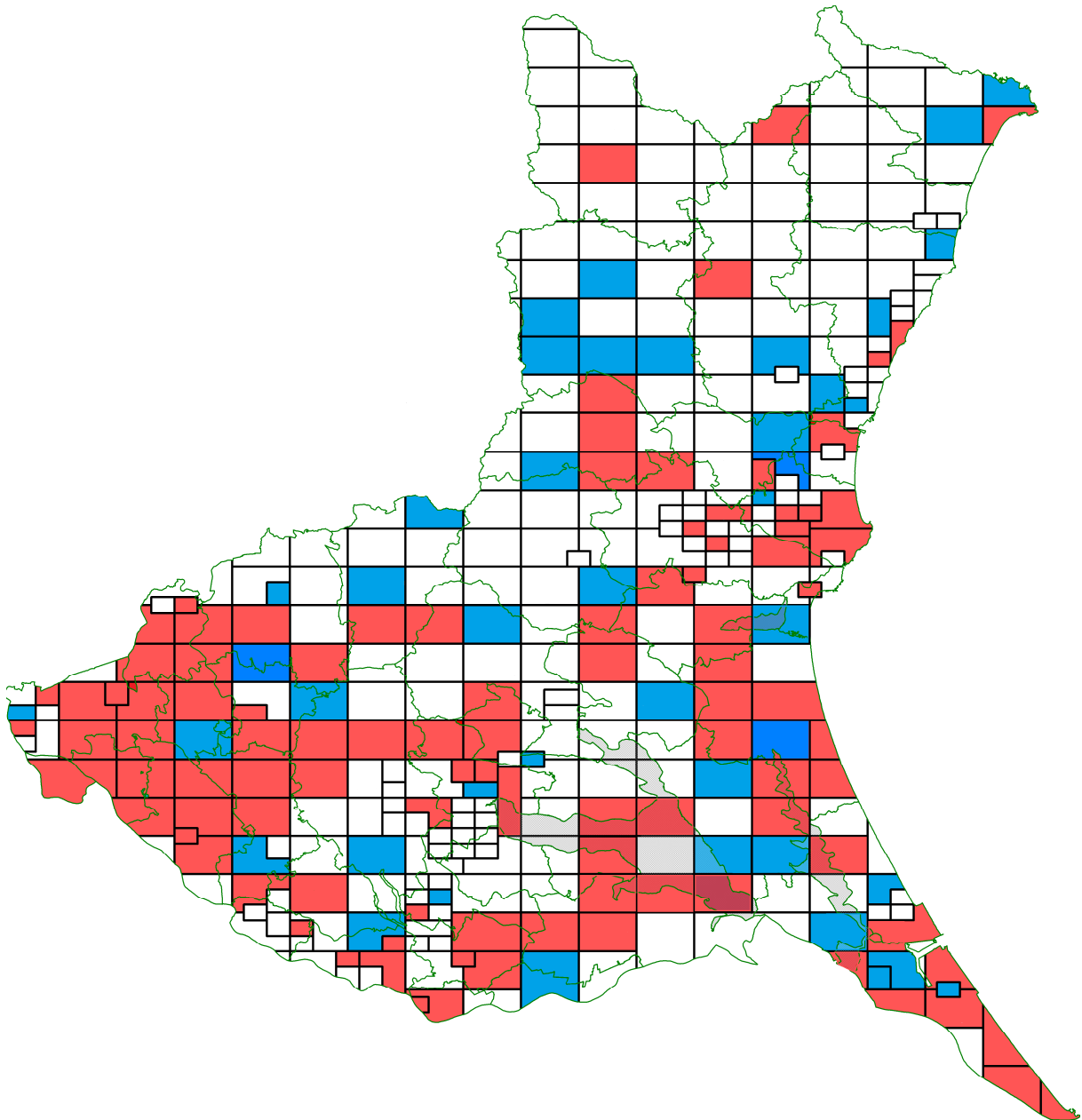
地区	覚知年月	汚染物質	調査井戸数	基準超過井戸数	最大検出濃度 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
土浦市常名	H24. 4	トリクロロエチレン	102	4	0.039	0.03
		テトラクロロエチレン	102	9	0.250	0.01
牛久市神谷	H24. 7	トリクロロエチレン	28	3	0.46	0.03
		テトラクロロエチレン	28	3	0.16	0.01
牛久市岡見町	H24. 7	ヒ素	15	1	0.014	0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	2	11	10
土浦市神立	H24. 8	トリクロロエチレン	101	21	5.0	0.03
		テトラクロロエチレン	101	2	0.027	0.01
銚田市上幡木	H24. 9	ヒ素	17	3	0.019	0.01
牛久市南及び牛久町	H24. 11	六価クロム	481	4	5.1	0.05
牛久市正直町	H24. 11	ヒ素	19	1	0.023	0.01
牛久市牛久町	H24. 11	ヒ素	33	3	0.019	0.01
牛久市女化町	H24. 12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	1	11	10
牛久市刈谷町	H25. 1	ヒ素	10	2	0.014	0.01
牛久市中央	H25. 2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1	16.1	10
牛久市田宮町	H25. 2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	4	11.6	10
牛久市小坂町	H25. 2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	2	28.8	10
牛久市神谷	H25. 3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	5	46	10
牛久市田宮町	H25. 3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	1	15.1	10
石岡市三村	H25. 3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	5	35	10

用語解説

健康項目	<p>水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして、環境基本法により環境基準値が定められた物質。</p> <p>カドミウム，鉛等の重金属，ジクロロメタン，四塩化炭素等の有機塩素系化合物，チウラム等の農薬など27項目。</p>
生活環境項目	<p>水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして、環境基本法により、環境基準値が定められている項目。</p> <p>pH, DO, BOD, COD, SS, 大腸菌群数など10項目。</p>
特殊項目	<p>健康項目ほどではないが有害性が認められ、工場等から一般的に排水される項目。</p> <p>フェノール類，銅など5項目。</p>
要監視項目	<p>人の健康に被害を生じる可能性があるが、現在のところ環境中には微量にしか存在しないため、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質。</p> <p>クロロホルム，全マンガンなど28項目。</p>
要測定指標	<p>身近で分かりやすい環境基準項目として導入が検討されている項目。</p> <p>湖沼等の下層における溶存酸素量，透明度，大腸菌数の3項目。</p>
その他の項目	<p>植物プランクトンの発生につながる富栄養化の原因となる物質など。</p> <p>窒素化合物（アンモニア性窒素，硝酸性窒素など）やりん化合物（オルトリン酸性りん）など9項目。</p>

平成 24 年度 継続監視調査結果（全項目）

- 過去の概況調査及び周辺調査において、環境基準の超過が確認された地区の代表井戸を継続的に監視。平成 24 年度現在、250 井戸で継続監視中。
- 本図は県を 348 メッシュに区分し、平成 24 年度の継続監視調査結果を示したもの。
- 赤色のメッシュは、継続監視調査で 24 年度に基準超過した井戸が存在する地区であり、青色のメッシュは、基準超過井戸が存在しない地区である。



- ※ 基準超過井戸の存在状況をメッシュ単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではありません。
- ※ 事業者や個人が実施した自主検査に端を発する地下水汚染は対象としておりません。